

## トピック

### 裁判員裁判の検証の状況

日弁連 裁判員本部 副本部長 前田 裕司 (29期)

裁判員裁判事件の起訴件数は、統計によれば、2010年5月20日までの1年間で1881件、第一審公判終了事件数は、2010年3月末までで444件である。予測された件数よりはやや少なめではあるが、裁判員裁判という新たな制度は着実に、その実績を積み重ね始めている。

#### 1 裁判員裁判の検討機関

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律附則9条は、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする」と規定する。また、同法103条は、「最高裁判所は、毎年、対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他法律の実施状況に関する資料を公表するものとする」と規定する。

この規定を受け、最高裁では、裁判員裁判に関する有識者懇談会をスタートさせ、裁判員等に対するアンケートなどに基づいて、実施状況を公表したうえ、運用上の問題点を検証しようとしている。また、政府は、法務省の中に、「裁判員制度に関する検討会」を置き、政府の行う3年経過後の見直し作業の内容を検討する場を設定した。私は、日弁連から、この「裁判員制度に関する検討会」の委員に推薦されたので、その状況と、裁判員裁判について検討すべき課題として日弁連裁判員本部で議論している状況などにつき紹介する。

#### 2 法務省での検討の状況

「裁判員制度に関する検討会」のメンバーは、最高検検事1名、東京地裁判事1名、弁護士1名、警察官僚1名、刑事法学者3名、法律家以外から4名、合計11名で構成されている。ただ、法務省の検討会は2009年9月に第1回目が開かれたものの2010年2月に2回目、6月に3回目、4回目は11月に予定されているというように、ペースはゆっくりである。そして、内容としても、最高裁が作成したデータに基づく各委員や事務局間での質問と意見交換をしているのが現状である。始まったばかりの制度であり、法律家以外の方からの意見を聴きながら、実施の状況を見極めたうえで本格的な議論を開始しようとする姿勢がうかがわれる。したがって、この検討会で、具体的な検討課題が設定されるのは、相当先になる模様である。

#### 3 日弁連での裁判員の

##### 守秘義務に関する議論

そこで、日弁連裁判員本部では、3年後の検証に向けた課題とそれぞれの論点の整理を行うプロジェクトチームを発足させて、検討課題の論点整理を図り、その後の日弁連全体での議論をリードする予定である。この作業を通じて、日弁連から法務省に対して改革課題を提起することができるよう準備を進めておこうとするものである。

この検証プロジェクトチームの発足前から、日弁連裁判員本部で最も先行して議論されたのは裁判員等の守秘義務の問題である。一つは、裁判員等に対する守秘義務は現行のまま存続させるものの、裁判員

が評議における発言者や評決内容が特定できない方法で評議の経過を話すことがあっても、これに刑罰を科する制度を改めるべきではないかということであり、二つめは、新たな制度の検証のための第三者検証機関を設置して、そこにおける検証の際には、守秘義務を解除して議論することがあってもいいではないかということである。いずれ、日弁連において一定の見解が示されることになる。

## 4 現行の枠組みを前提としての 改革課題

検証プロジェクトチームで課題として挙げた項目は多岐にわたる。そもそも、現行の裁判員制度の枠組自体の変更をも検討の対象とすれば、裁判員裁判の制度設計がなされた司法制度改革推進本部（裁判員制度・刑事検討会）での日弁連の意見などにさかのぼって検討を進めることになる。裁判員裁判か陪審制か、裁判官と裁判員の構成比率などである。われわれの内部の議論として、はじめからこれを排除する考えはないが、とりあえず、これまで俎上に上がった現行の枠組みを前提としたうえでの制度の改革に関わる項目をアトランダムに列挙すると以下のとおりである。

## 5 改革課題の項目

### ①裁判員裁判対象事件の範囲

現在の対象事件の中から一定の事件（例えば性犯罪、覚せい剤事件）を対象外とするか、逆に法定合議事件全部に拡張するか、また、被告人の請求があればこれを対象事件とするか、否認事件に限定していくかなど、その方向性についても是非についても、論議すべき事項は多岐にわたる。

### ②裁判員の判断事項

対象事件とも議論が重複するが、裁判員の判断事項を事実認定に限定するか、現行法どおりに刑の量定に関しても関与させるか。

### ③裁判員選任手続における当事者の関与の拡大

裁判員選任の手続における検察官・弁護人の質問権など当事者の手続関与の範囲を拡大できないか。

### ④手続2分問題

裁判員が刑の量定をも判断する手続を前提にした場合、事実認定手続と量刑手続とを明確に2分する手続2分が採用できないか。

### ⑤裁判体の構成に関わる問題

争いのある事件における公判前整理手続と公判における裁判体の分離、共犯事件（特に否認する被告人と自白している被告人）における裁判体の分離など、裁判体の構成を検討する必要があるか。

### ⑥裁判員裁判に関わる刑事訴訟法の改革課題

公判前整理手続における証拠リストの開示など証拠開示に関わる改革ができないか。

公判前の証人尋問（刑事訴訟法227条）等伝聞証拠による立証（直接主義・口頭主義に反する手続）の制限ができないか。

### ⑦身体拘束からの解放に関わる問題

多くの被告人が身体拘束のない状態で公判前整理手続や連日的開廷の公判に臨むことができるよう、2007年9月の日弁連提言に基づく、勾留・保釈制度の改革ができないか。

### ⑧裁判員裁判における控訴審の在り方

控訴審では裁判員裁判が採用されていない現状の中で、控訴審の在り方について、どのような在り方が望ましいか。

## 6 今後の議論

これらについて、裁判員本部検証プロジェクトチームでは検討事項の論点整理をする作業を進めている。さらに、刑事弁護センターや取調べ可視化実現本部などからのメンバーを加えて議論を進めることが必要と思われる。

いずれにせよ、実施状況を踏まえた十分な議論をしなければならない。